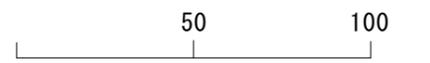


【 凡 例 】

- 樹木保存区域
・原則すべての高木を保存する区域
- 準樹木保存区域
・可能な限り高木を保存する区域
・再編整備にあたり必要性が認められる場合は本市との協議により除伐も可能とする
- 樹木保存検討区域
・高木の保存を検討する区域
・検討の結果、必要な場合は伐採することも可能とする

備考
 1) 高木とは、H=3.0m以上、W=0.8m以上、C=0.18m以上の樹木をさす
 2) 保存樹木に準ずる樹木（H10m以上、C1.0m以上の樹木）について伐採が必要な場合は移植も含め検討すること
 3) いずれの区域においても、生育不良木や樹形が著しく乱れた樹木については本市との協議により除伐することも可能とする



1 : 2000

— : 本事業区域